

すけ坊かわら版

足立区消費者センターキャラクター
あなたの暮らしのおたすけ隊“はりきり!すけ坊”



足立区 消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

エル・ソフィア 2階 ☎ 3880-5385

消費生活相談専用 ☎ 3880-5380

相談時間: 平日午前9時～午後4時45分

(年末年始を除く)

未成年者のその契約

取消せるかも!

18歳の息子が、ソフト開発の仕事をしている人からFX(外国為替証拠金取引)の実践講座ソフトを30万円で購入したが、もうからないので解約したいと言っている。契約の取消しはできるのでしょうか!?



2つとも該当すれば

取消しが認められます

- 契約時に20歳未満で婚姻経験がない
- 法定代理人(親など)が同意していない



ただし、下記に1つでも該当する場合は、取消しが認められません(一例)

- 法定代理人から処分を許された財産(おこづかい等)の範囲内である。
- 未成年者がうそ(成年と偽る等)をついた結果、相手方が誤信をした。
- 法定代理人または契約時は未成年だった者が成年に達してから代金の全部または一部を支払った、商品・サービスの提供を受けた、契約相手からの催告(追認確認)に対して期限内に回答しなかった。

その他については消費者センターまでお問合せください

未成年者契約の取消通知の書き方（例）

取消通知は未成年者本人または法定代理人のどちらからでも可能です。

➤ 未成年者本人からの取消しの場合

取消通知書	
東京都足立区〇丁目〇番地	氏名 (印)
東京都〇〇区〇丁目〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇殿	
<p>平成〇年〇月〇日に、貴社のセールスマン〇〇氏に勧められて締結しました<商品名>又は<サービス名>（価格〇〇円）の購入契約は、未成年者の私が、親の同意なしに行ったものであり、取り消します。</p> <p>つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇号に振り込んでください。</p> <p>なお、商品は、早急に引き取ってください。</p>	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	

➤ 親権者（親）からの取消しの場合

取消通知書	
東京都足立区〇丁目〇番地	氏名 (印)
東京都〇〇区〇丁目〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇殿	
<p>平成〇年〇月〇日に、貴社のセールスマン〇〇氏に勧められて、私共の子ども〇〇との間で締結された<商品名>又は<サービス名>（価格〇〇円）の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取消しを望んでいます。</p> <p>つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇号に振り込んでください。</p> <p>なお、商品は、早急に引き取ってください。</p>	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	

不明な点などがございましたら、お気軽に足立区消費者センターまでご連絡ください。